

# 1 . 三島市移動円滑化基本構想策定の目的等について

## 1-1 移動円滑化基本構想策定の背景及び目的

本格的な超高齢社会の到来に向け、高齢者が歩いて暮らせるまちづくりが求められています。また、身体等に障がいのある方が社会の様々な活動に参加する機会を確保することなどが求められていることから、高齢者をはじめとして身体等に障がいのある方が移動または施設を利用する際に、身体の負担を軽減し、利用上の利便性や安全性を向上することが急務となっています。

本市には、年間 2,000 万人以上の乗降客がある三島駅や年間約 300 万人の観光客が訪れる三嶋大社があります。また、楽寿園や源兵衛川・桜川など水と緑のまちを象徴する自然があることから、これらの資源を活用し、「訪れたい・歩きたい・住みたい街」の形成を進めてきましたし、今後も引き続き進めていく必要があります。

また、人口減少と超高齢社会の到来、また、公共投資の効率性を図るため、郊外に拡散した都市機能を中心市街地に取り戻し、コンパクトなまちづくりを形成することがまちづくり三法の改正により求められています。

このような背景から、本市においても高齢者や身体等に障害のある方が日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、官公庁施設や商業施設、駅など公共交通機関の旅客施設、駅前広場、道路、公園などが集積した区域（主に中心市街地）に係る一体的・連続的な「移動円滑化基本構想（バリアフリー化計画）」を策定することになりました。

## 1-2 移動円滑化のための法の概要

平成 18 年 6 月に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）は、「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）に代わるバリアフリー化推進のための新しい法律であり、前記 2 つの法律の性格を合わせ持つ内容となっています。

### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的整備を推進するための措置等を定める。（平成 18 年 6 月 法律第 91 号）

三島市ではこの法律に基づき、高齢者、障がい者及び移動円滑化のための事業を実施する事業者等が協力し、「三島市移動円滑化基本構想」を策定することとしました。

(法律の基本的な枠組み)

基本方針を国が定めます(主務大臣)

- ・移動等の円滑化の意義及び目標
- ・移動円滑化のために公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針 等

移動円滑化基準への適合義務等

旅客施設及び車両等、一定の道路、一定の路外駐車場、都市公園の一定の施設、特別特定建築物について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務、既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

特別特定建築物でない特定建築物(事務所ビル等の多数が利用する建築物)の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

移動円滑化基本構想(市町村)

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設など高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点的整備地区として指定
- ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等

協議

協議会

公共交通特定事業

・公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する。  
鉄道事業者、バス事業者等  
自治体等による支援措置などがあり

道路特定事業

・道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する。  
国、県、市町村等

交通安全特定事業

・都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する。  
都道府県公安委員会

その他の事業

・駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置をとる。  
・駐車場、公園等の整備等を実施する。  
その他当該事業者

2010年までに実施(完了)!